

## 住民基本台帳法別表第六に掲げる事務(本県における主な利用可能な事務)

No.	事務名	事務担当部局	
		部	課
1	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	教育庁	財務福利課
2	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	教育庁	財務福利課